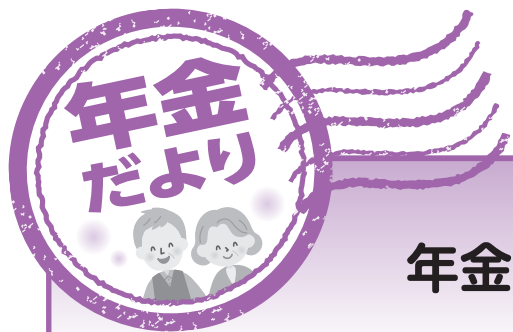




年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。詳しくは、日本年金機構（年金事務所）からご案内します。

●対象者（以下の要件を全て満たしている方）

老齢基礎年金を受給している方

- 65歳以上
- 世帯員全員の市町村民税が非課税
- 年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が約492万円以下
- ※障害年金等の非課税収入は、支給の判定に用いる所得には含みません。

●請求手続き

①	新たに年金生活者支援給付金を受け取る方	支給対象となる方には、9月初旬ころ、日本年金機構よりお知らせします。同封される「年金生活者支援給付金請求書」に必要事項を記入したうえ、ご提出ください。 令和9年1月4日までに請求手続が完了すると、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
②	年金を受給しはじめる方	年金の請求手続きとあわせて健康推進課または年金事務所で手続きをしてください。

不審な電話や案内にご注意ください!!

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や口座番号などを聞き出したり、手数料などの金銭を求めることはありません。

このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようご注意ください。



◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392
琴丘支所 ☎87-3516

健康推進課医療年金係 ☎85-2137
山本支所 ☎83-2115

お気軽にお電話ください! (一社) 三種町シルバー人材センター

広告

農作業、草刈・除草、庭木せん定、野外・屋内清掃、家事援助、障子張り、墓清掃 他

会員募集 町内在住の60歳以上の方

- ◆生きがいや仲間づくりを求めている方
- ◆健康で働く意欲のある方ならどなたでも

電話 74-7765 FAX 74-7950

鹿渡字町後263 (ひまわりセンター内)

営業日：月～金曜日